

# 記入例

令和 3 年 4 月 1 日

(あて先) 高崎市長

所有者 住所 前橋市大手町 1 番地  
氏名 高崎 太郎

## 申立書

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

### 記

1 家屋の表示

- (1) 所在地 高崎市高松町 35 番地 1  
(2) 家屋番号 35 番 1

住居表示地区の場合に  
記入してください。

2 住居表示

高崎市〇〇町〇〇番〇号

3 入居予定年月日

令和 3 年 4 月 7 日

4 現在の家屋の処分方法等

- ・売却
- ・賃貸の為、新築に伴い退去する。等

5 入居が登記の後になる理由

- ・子供の小学校入学にあわせて引越しをするため。
- ・病気療養中であり、退院後に入居するため。等

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

(記載要領等は裏面にあります。)

(記載要領及び添付書類)

- 1 「現在の家屋の処分方法等」の欄は、処分方法を具体的に記載してください。  
その場合に応じ、次のような書類を提出してください。
  - (1) 現住家屋を売却する場合……当該現住家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等売却することを証する書類
  - (2) 現住家屋を賃貸する場合……当該現住家屋の賃貸契約（予約）書、媒介契約書等賃貸することを証する書類
  - (3) 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合……証明申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が当該証明申請者の所有する家屋ではないことを証する書類
  - (4) その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等……当該親族の申立書等現住家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類
  
- 2 「入居が登記の後になる理由」の欄は、その理由を具体的に記載してください。  
現住家屋の処分方法等が未定である場合には、入居が登記のあとになることを証する次のような書類を提出してください。
  - (1) 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等、登記を入居の後に遅らせることのできない場合……当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し
  - (2) 前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等止むを得ない事情により登記までに入居できない場合……前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等止むを得ない事情を明らかにする書類